

意見と提言に対する回答

『円山川のあるべき姿を求めて』のうち、「5.河川整備計画策定時の住民意見反映のあり方」の意見と提言内容への対応について整理した。

意見と提言内容への対応

5. 河川整備計画策定時の住民意見反映のあり方	対 応	備 考
5.1 意見を聴く関係住民の範囲		
<p>直轄管理区間の河川整備計画について検討する場合においても、流域の上下流に住む住民の相互理解を図り、それに基づいて流域で一貫した河川整備を行っていくべきであるので、住民意見は流域全体から聞くことが重要である。</p>	<p>説明会や自治体広報誌などを通じた周知は、直轄管理区間内の豊岡市で実施することとしているが、ホームページでは流域内外を問わず意見を聴くこととしている。 また、原案ではコウノトリの野生復帰への取り組みを位置づけていることから、流域内外からの来訪者も多く、その拠点施設ともなっているコウノトリの郷公園内のコウノトリ文化館や戸島湿地などにも、概要版や意見聴取用はがきを置いて、広く意見が聴けるようにする。</p>	<p>資料3-1 3.2) (1)②～③ (P2～3)に記載</p>
5.2 意見の聴取方法		
<p>フォーラムや説明会等集会形式での直接的な質疑応答も可能なわかりやすい説明が基本的なものと考えられ、それらを実施することが必要であるが、それらに加えて、アンケート、インターネット、FAX、電話等を組み合わせて相互に補い、できるだけ多くの住民意見を聴取することに努めるべきである。そのためには、フォーラム等を休日に開催するなどの工夫も必要である。また、可能な限り経費を節約し、効果的な方法に留意する。</p>	<p>意見は、郵送、インターネット、FAXで受け付けることとしている。但し、電話による受付は聴き取りミスなどにより、正確な意見聴取が出来ないことも想定されるために行わないこととしている。 概要版と意見聴取用はがきは、比較的来訪者が多い豊岡市の公共施設等に置くこととしている。 また、説明会は就労世代でも出来るだけ参加しやすいように、平日夜間、四会場で豊岡市の公共施設をお借りして開催することとしている。</p>	<p>資料3-1 3.2) (1)①～④ (P2～3)に記載</p>
5.3 周知・広報の方法		
<p>インターネットの活用、説明会の開催、自治体公報紙誌の利用等、経済的・効果的な方法を継続して実施する。また、様々な機会、チャンネルを利用した、河川に関わる関係団体、市民クラブ、学校関係クラブ等への口コミでの案内は効果が大きいと考えられる。ほかに、新聞折り込み、パンフレットの配布、関連イベントにおける出展や説明会等が考えられる。</p>	<p>概要版と意見募集の詳細を説明したチラシを豊岡市の広報誌とともに配布する。また、意見募集の実施の記者発表を行うとともに、ホームページに原案や意見聴取の方法を掲載する。さらに、豊岡市全戸に設置されている防災無線を活用する。</p>	<p>資料3-1 3.2) (3)①～④ (P3)に記載</p>
5.4 住民意見の反映において重要と考えられること		
(1) 住民からの確かな意見を聴取するための情報提供のあり方について		
<p>・ 意見は、どういう人であれ、どのような意見であれ、聴く姿勢を持つことが大事である。</p>	<p>意見聴取は、広く分け隔てなく行うこととしている。</p>	<p>資料3-1 3.2) (1) (P2) に記載</p>
<p>・ 国交省はハード整備の限界をもっと示すべきである。新聞発表等でネガティブデータを出しても良いのではないか。そうすることにより住民の信頼を得、河川整備への関心・理解を深めることが大切である。</p>	<p>原案の説明資料としては、原案そのものの他、要点をまとめた概要版を作成し、原案の内容への理解と関心が高まるようにしている。</p>	<p>資料3-1 河川整備計画（原案）の概要版（P6～7）</p>
<p>・ 整備計画に対する意見聴取であることを明確に認識してもらなければ、内容のある意見は聴取しにくい。説明資料は簡素・簡略でたたき台程度のものがよい。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

5. 河川整備計画策定時の住民意見反映のあり方	対 応	備 考
5.4 住民意見の反映において重要と考えられること		
(1) 住民からの確かな意見を聴取するための情報提供のあり方について		
<ul style="list-style-type: none"> 河川整備の効果、位置付けを住民に知らせ、理解してもらうよう努めることが重要である。 	同上	同上
<ul style="list-style-type: none"> 表面的な意見・要望だけでなく、知識を基に論理的に考え判断できるような情報提供が必要である。 	<p>原案の構成は、1章：円山川の概要、2章：河川整備の状況（現状と課題）、3章：河川整備計画の目標に関する事項、4章：河川の整備の実施に関する事項、としている。</p> <p>このうち、2章、3章、4章について、横並びで再整理した資料も用意しており、当該資料により、現状と課題（2章）に対して、どのような目標設定（3章）を行い、これを達成するための具体的な整備内容（4章）が解るようにしている。</p>	資料2-2
<ul style="list-style-type: none"> 意見は文章でもらう。 	郵送、FAX、インターネットで受け付けることとしている。	資料3-1 3.2) (1)①~④ (P2~3)に記載
(2) 住民からの意見を整備計画に反映する過程とその結果の明示について		
<ul style="list-style-type: none"> 聴取した意見と河川整備計画との関連性を検討し、整備計画への反映の可否について整理分類することが必要である。 	<p>同様の意見などがある程度集約した上で、整備計画案への反映の有無について、公表したいと考えている。</p> <p>但し、特定の個人や団体を誹謗中傷するものや、公序良俗に反する意見などがあった場合は、公表を控えたいと考えている。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 意見の集約結果の広報が重要であり、採用の可否、反映の結果等を公表する。 	同上	
<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全に関する課題は、流域外市民の考え方も反映されるようにすべきである。 	<p>原案ではコウノトリの野生復帰への取り組みを位置づけていることから、流域内外からの来訪者も多く、その拠点施設ともなっているコウノトリの郷公園内のコウノトリ文化館や戸島湿地などにも、意見聴取用はがきを置いて、広く意見が聴けるようにする。</p>	資料3-1 3.2) (1)③ (P3)に記載
<ul style="list-style-type: none"> 集めた意見の正当性や信憑性を、どこでどの程度検証することが出来るか難しく、住民の意見聴取とは別に学識経験者や地元有識者からの意見聴取が大切である。 	原案について、学識経験者として意見を述べることを目的に設置しているのが流域委員会である。	資料3-1 3.1) (P1)に記載
<ul style="list-style-type: none"> 緊急治水対策による改修事業が進行中であるので意見聴取のスピードも大切な要素となる。 	原案についての意見聴取期間は、住民に対して十分な周知を行い、都市計画の縦覧期間なども参考に設定している。	資料3-1 3.2) (2) (P3)に記載